

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 30 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6 件

厚生年金保険関係 6 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500560 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500158 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 43 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

昭和 43 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 43 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 43 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

年金事務所からのお知らせにより、A 社及び B 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録が 1 か月少ないことを知った。同一企業グループ内で異動はあったものの、請求期間においては A 社又は B 社に継続勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びに A 社において役員であり、請求期間当時、B 社の代表取締役であった者及び従業員の陳述から判断すると、請求者は、A 社及びその関連会社である B 社に継続して勤務（昭和 43 年 11 月 1 日に A 社から B 社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を A 社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社における事業所別被保険者名簿により確認できる請求者の昭和 43 年 10 月の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、昭和 43 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 43 年 11 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 10 月 31 日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所

は、請求者に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500479 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500157 号

第1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 22 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 55 年 9 月頃から昭和 58 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録において、A 社に昭和 58 年 4 月 1 日から加入していたことになっているが、実際には昭和 55 年 9 月頃から勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A 社における資格取得年月日が昭和 56 年 2 月 1 日であることが確認できることから、請求者は、請求期間のうち昭和 56 年 2 月 1 日から同社に勤務していたことが認められるものの、請求期間のうち昭和 55 年 9 月から昭和 56 年 2 月 1 日までの期間について、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 社の請求期間当時の経理担当者は、同社では厚生年金保険には本人が加入を希望しなければ加入させていなかった旨陳述している上、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者の雇用保険の資格取得年月日と厚生年金保険の資格取得年月日が相違していることから、同社は、入社と同時には厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

さらに、請求者は、請求期間当時の給与明細書等、給与及び保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、上記経理担当者は、請求期間当時の資料は残っておらず、請求者の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について分からぬ旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500489 号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（脱）第 1500004 号

第1 結論

昭和 30 年 11 月 30 日から昭和 33 年 1 月 27 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 5 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 30 年 11 月 30 日から昭和 33 年 1 月 27 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給されたことになっているのを知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受け取った記憶もないでの、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していた A 社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りではなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 1 月 27 日の前後 3 年以内に資格喪失し、同社において脱退手当金の受給資格を有する者 21 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、請求者を含む 14 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 12 人がいずれも被保険者資格喪失日から 5 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、退職時に総務担当者から脱退手当金を勧められ、担当者が請求手続をしてくれたのだと思う旨陳述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者の脱退手当金の請求についても、同社において代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500492 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1500005 号

第1 結論

昭和 38 年 7 月 29 日から昭和 48 年 12 月 27 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 17 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 38 年 7 月 29 日から昭和 48 年 12 月 27 日まで

私の年金記録を年金事務所に照会したところ、請求期間については脱退手当金が支給済みであることを知った。しかしながら、脱退手当金が支給されたとする昭和 49 年 11 月 18 日は、既に A 国に居住しており、もらった記憶はないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求期間に係る脱退手当金裁定請求書には、請求者の氏名を始め、請求者が当時居住していた住所及び請求期間に係る事業所名が記載されている上、当該裁定請求書の関係書類である保険給付金受領委任状には、委任される者（受取人）として請求者の母親の氏名及び住所、委任する日として昭和 49 年 9 月 19 日の日付が記載されていることが確認できることを踏まえると、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、上記裁定請求書の関係書類である厚生年金保険脱退手当金裁定伺に、脱退手当金の支給額が記載されており、上記裁定請求書及び複数の関係書類に「昭和 49 年 11 月 18 日送金済」のスタンプが押されていることが確認できるところ、その金額及び日付は、オンライン記録により確認できる請求者に係る脱退手当金の支給額及び支給日と一致しており、その支給額に計算上の誤りはない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500546 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500159 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 8 月から昭和 56 年 6 月まで

前事業所を昭和 54 年 7 月 31 日に退職し、同年 8 月に A 社を設立した。その後、速やかに法人登記し、同時期に社会保険の加入の届出を行った。請求期間の厚生年金保険料は給与から控除し、納付もしているので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法において、被保険者とは、適用事業所に使用される者と定められているところ、請求者は、昭和 54 年 8 月に A 社を設立した旨陳述しているものの、同社に係る法人登記簿謄本により、同社は昭和 56 年 4 月 7 日に設立されたことが確認でき、請求期間のうち、昭和 54 年 8 月から昭和 56 年 4 月 6 日までの期間について、請求者は個人事業主であり、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であると考えられる。

また、請求期間当時の厚生年金保険における適用事業所としての要件は、常時 5 人以上の従業員を使用するものと定められているところ、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月 7 日から同年 5 月 25 日までの期間については、A 社の従業員数が不明であることから、同社が適用事業所としての要件を満たしていたか否かを確認することができない。

一方、請求期間のうち、昭和 56 年 5 月 26 日から同年 6 月 30 日までの期間については、A 社に係る雇用保険の加入記録により、事業主である請求者を含め、同社では 5 人以上の従業員がいたことが認められることから、当該期間において、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

しかしながら、A 社の管轄年金事務所が保有する適用事業所名簿において、同社の厚生年金保険の適用年月日は昭和 56 年 7 月 1 日と記録されており、請求期間に適用事業所となっている事業所の中に同社の名称を確認することができない上、請求期間に同社の社会保険の手続を行ったと請求者が記憶する従業員の同社に係る厚生年金保険の加入記録は、事業所別被保険者

名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日よりも後であることが確認でき、当該従業員は、請求期間は同社に入社する前の期間であるため、同社に係る社会保険の手続を行っていない旨陳述している。

また、事業主である請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を自身の給与から控除していた旨陳述しているものの、事業所及び顧問先の税理士事務所に資料の保存はない旨回答している上、請求期間にA社に勤務していた旨回答のあった従業員も給与明細書を保有していないことから、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500623 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500160 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 23 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 56 年 8 月 15 日まで
昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 56 年 8 月頃まで A 社に営業として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B 社の代表取締役の陳述・回答により、期間は特定できないものの請求者が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、請求期間当時、A 社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないところ、B 社の代表取締役は、A 社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていないことから、請求者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨陳述・回答している。

また、請求者は、A 社で一緒に勤務していたとする同僚の姓のみを記憶しているものの、この者の連絡先が不明であることから、請求者の請求期間に係る同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、住民票により、請求者が昭和 55 年 9 月 2 日から C 市に居住していることが確認できるところ、同市は、請求者の国民健康保険の資格取得日は同年 9 月 2 日であり、現在も加入中である旨回答していることから、請求者は、同日以降は、厚生年金保険の被保険者でなかつたことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500565 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500161 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 17 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 33 年 4 月 15 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 7 月 26 日から昭和 39 年 10 月 10 日まで

A社に住み込みで勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録がない。当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていた。自身の年金記録が全て間違っているので、調査の上、訂正してほしい。また、今回、事業主や同僚が書いた在籍証明を提出するので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社と一緒に勤務したとする同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が請求期間①のうち一部期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の請求期間①及び②当時の事業主は、既に死亡している上、同社は、請求期間①及び②当時の資料を保存しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社における事業所別被保険者名簿により、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録の確認できる複数の者へ照会したもの、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社の現在の事業主は、同社における請求期間①及び②当時の厚生年金保険の取扱いについて、当時、従業員の出入りが激しかったことから、入社してすぐには厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険への加入は事業主の裁量で決めており、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨陳述しているところ、請求者が同社と一緒に勤務したとする同僚 3 人のうち一人は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての加入記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。